

## 第1節 計画の策定方針

### 第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、糸島市長を会長とする「糸島市防災会議」によって決定され、策定する計画である。

本計画は、市、県、関係機関、公共的団体及び市民が、その有する全機能を発揮し、市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減「減災」を図ることを目的とする。

なお、この実施に当たっては、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した市民運動の展開が必要である。

なお、計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。

- 1 本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

※推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がいのある人などの参画を拡大する。

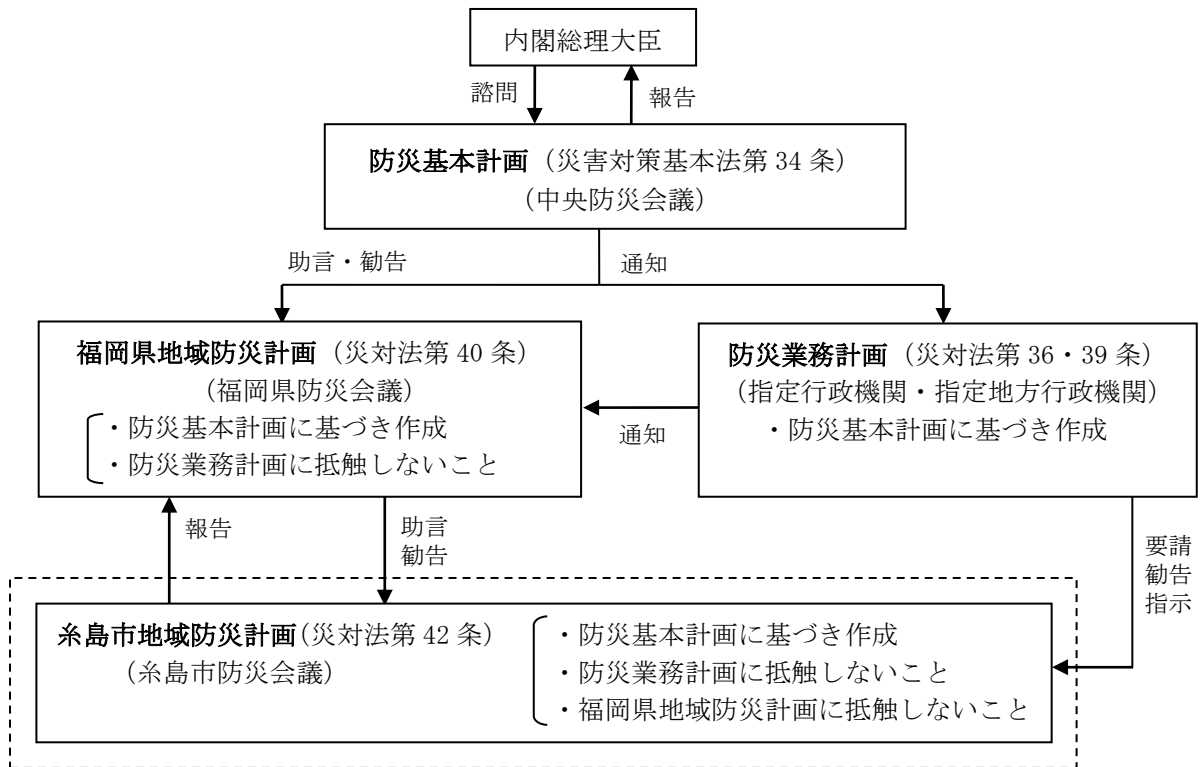
### 第2 計画の位置づけ

本計画は、本市の処理すべき事務又は業務を中心とし、関係機関等が処理分担すべき事務、業務又は任務を明確にした基本的かつ総合的な計画である。

また、本計画は、国の防災方針を定めた防災基本計画及び福岡県地域防災計画との整合性を有するとともに、地域の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。

『地域防災計画の役割』

- 地方公共団体が計画的に防災行政を進める上での指針としての役割
- 市民等の防災活動に際しての指針としての役割
- 国が各種の地域計画を策定し、事業を行うに当たって、尊重すべき指針としての役割



**第3 計画の構成**

本計画の構成は、次のとおりである。

■計画の構成

本編
第1章 総 則
第2章 災害予防計画
第3章 風水害応急対策計画
第4章 震災応急対策計画
第5章 原子力災害対策計画
第6章 大規模事故等応急対策計画
第7章 災害復旧復興計画
資料編

## 第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を検証し、必要があると認めるときは、これを糸島市防災会議において修正する。

## 第2節 防災関係機関等の業務大綱

防災関係機関等は、その業務が直接的なものであるか間接的なものであるかを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

糸島市を管轄する各防災関係機関等の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

### 第1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
糸島市	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 防災会議に係る事務に関する事</li> <li>② 災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事</li> <li>③ 防災施設の整備に関する事</li> <li>④ 防災に係る教育、訓練に関する事</li> <li>⑤ 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>⑥ 他の市町村との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関する事</li> <li>⑦ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事</li> <li>⑧ 生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事</li> <li>⑨ 給水体制の整備に関する事</li> <li>⑩ 管内における公共的団体及び自主防災組織の充実、育成及び指導に関する事</li> <li>⑪ 市民の自発的な防災活動の促進に関する事</li> <li>⑫ 災害危険区域の把握に関する事</li> <li>⑬ 各種災害予防事業の推進に関する事</li> <li>⑭ 防災知識の普及・啓発に関する事</li> <li>⑮ 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関する事</li> <li>⑯ 企業等の防災対策の促進に関する事</li> <li>⑰ 企業等の協力の確保についての協定の締結に関する事</li> <li>⑱ 災害ボランティアの受入れ体制の整備に関する事</li> <li>⑲ 帰宅困難者対策の推進に関する事</li> </ol> <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 水防・消防等の応急対策に関する事</li> <li>② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事</li> <li>③ 避難情報及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設に関する事</li> <li>④ 災害時における文教、保健衛生に関する事</li> <li>⑤ 災害広報及び被災者からの相談に関する事</li> <li>⑥ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事</li> <li>⑦ 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事</li> <li>⑧ 復旧資機材の確保に関する事</li> <li>⑨ 災害対策要員の確保・動員に関する事</li> <li>⑩ 災害時における交通、輸送の確保に関する事</li> <li>⑪ 被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事</li> <li>⑫ 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事</li> <li>⑬ 災害ボランティアの活動支援に関する事</li> </ol>

機関の名称	事務又は業務の大綱
	⑭ 市所管施設の被災調査に関すること (災害復旧) ① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること ② 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること ③ 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること ④ 義援金品の受領、配分に関すること
糸島市消防本部	(災害予防) ① 風水害、火災等の予防に関すること ② 消防力の維持向上に関すること ③ 地域防災力の向上に関すること ④ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること ⑤ 防災知識の普及に関すること (災害応急対策) ① 災害に関する情報収集、伝達に関すること ② 風水害、火災等の警戒、防御に関すること ③ 消防活動に関すること ④ 救助・救急活動に関すること ⑤ 避難活動に関すること ⑥ 行方不明者の調査、捜索に関すること ⑦ その他災害対策本部長が要請する災害応急対策に関すること

## 第2 消防団

機関の名称	事務又は業務の大綱
糸島市消防団	(災害予防) ① 風水害、火災等の予防に関すること ② 団員の能力の維持・向上に関すること ③ 市及び糸島市消防本部が行う防災対策への協力に関すること (災害応急対策) ① 風水害、火災等の警戒、防御に関すること ② 消防活動に関すること ③ 救助・救急活動に関すること ④ 避難活動に関すること ⑤ 行方不明者の捜索に関すること ⑥ 市及び糸島市消防本部が行う防災対策への協力に関すること

## 第3 自主防災組織

機関の名称	事務又は業務の大綱
自主防災組織 (行政区等)	(災害予防) ① 各種災害に関する知識の涵養 ② 応急対応資機材の備蓄 (災害応急対策) ① 地域住民への災害に関する情報の収集伝達、広報広聴活動 ② 出火防止及び初期消火

機関の名称	事務又は業務の大綱
	③ 被災者の安否確認、救出救護及び避難誘導の協力 ④ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所開設運営業務等の協力 ⑤ その他応急対策全般

## 第4 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県	(災害予防) ① 防災会議に係る事務に関すること ② 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること ③ 防災施設の整備に関すること ④ 防災に係る教育、訓練に関すること ⑤ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑥ 他の都道府県との相互応援及び一時滞在についての協定締結に関すること ⑦ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること ⑧ 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること ⑨ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること ⑩ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ⑪ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること ⑫ 防災知識の普及に関すること ⑬ 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること ⑭ 消防応援活動調整本部に関すること ⑮ 企業等の防災対策の促進に関すること ⑯ 企業等の協力の確保についての協定締結に関すること ⑰ 災害ボランティアの受入れ体制の整備に関すること ⑱ 保健衛生・防疫体制の整備に関すること ⑲ 帰宅困難者対策の推進に関すること (災害応急対策) ① 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること ② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること ③ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること ④ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること ⑤ 災害時の防疫その他保健衛生に関すること ⑥ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること ⑦ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること ⑧ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること ⑨ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること ⑩ 自衛隊の災害派遣要請に関すること ⑪ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること ⑫ 災害ボランティアの活動支援に関すること ⑬ 福岡県所管施設の被災調査に関すること (災害復旧) ① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
	② 物価の安定に関する事 ③ 義援金品の受領、配分に関する事 ④ 災害復旧資材の確保に関する事 ⑤ 災害融資等に関する事

## 第5 警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県警察本部 (糸島警察署)	(災害予防) ① 災害警備計画に関する事 ② 警察通信確保に関する事 ③ 関係機関との連絡調整に関する事 ④ 災害装備資機材の整備に関する事 ⑤ 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 ⑥ 地下街等の安全確保に必要な指導、助言に関する事 ⑦ 防災知識の普及に関する事 (災害応急対策) ① 災害情報の収集及び伝達に関する事 ② 被害実態の把握に関する事 ③ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事 ④ 行方不明者の捜索に関する事 ⑤ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事 ⑥ 不法事案等の予防及び取締りに関する事 ⑦ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関する事 ⑧ 避難路及び緊急交通路の確保に関する事 ⑨ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事 ⑩ 広報活動に関する事 ⑪ 遺体の死因・身元の調査等に関する事

## 第6 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	(災害予防) ① 警備計画等の指導に関する事 (災害応急対策) ① 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事 ② 広域的な交通規制の指導調整に関する事 ③ 他の管区警察局との連携に関する事 ④ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 ⑤ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事 ⑥ 警察通信の運用に関する事 ⑦ 津波警報等の伝達に関する事
福岡財務支局	(災害応急対策) ① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
	こと ② 国有財産の無償貸付等の措置に関すること (災害復旧) ① 地方公共団体に対する災害融資に関すること ② 災害復旧事業の査定立会い等に関すること
九州厚生局	(災害応急対策) ① 災害状況の情報収集、通報に関すること ② 関係職員の現地派遣に関すること ③ 関係機関との連絡調整に関すること
九州農政局	(災害予防) ① 米穀の備蓄に関すること ② 防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること ③ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること (災害応急対策) ① 応急用食料の調達・供給に関すること ② 農業関係被害の調査・報告に関すること ③ 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関すること ④ 種子及び飼料の調達・供給に関すること (災害復旧) ① 被害農業者等に対する融資等に関すること ② 農地・施設の復旧対策の指導に関すること ③ 農地・施設の復旧事業費の査定に関すること ④ 土地改良機械の緊急貸付に関すること ⑤ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること ⑥ 技術者の応援派遣等に関すること
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	(災害予防) ① 国有保安林・治山施設の整備に関すること ② 林野火災予防体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 林野火災対策の実施に関すること ② 災害対策用材の供給に関すること (災害復旧) ① 復旧対策用材の供給に関すること
九州経済産業局	(災害予防) ① 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること (災害応急対策) ① 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する こと ② り災事業者の業務の正常な運営確保に関すること ③ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること (災害復旧) ① 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること ② 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること
九州産業保安監督部	(災害予防) ① 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進 に関すること (災害応急対策) ① 鉱山における応急対策の監督指導に関すること ② 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安 確保に関すること



機関の名称	事務又は業務の大綱
九州運輸局 (福岡運輸支局)	(災害予防) ① 交通施設及び設備の整備に関すること ② 宿泊施設等の防災設備に関すること (災害応急対策) ① 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること ② 災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること ③ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること ④ 災害時における輸送分担、連絡輸送及び物資輸送拠点等の調整に関すること ⑤ 緊急輸送命令に関すること
大阪航空局 (福岡空港事務所及び北九州空港事務所)	(災害予防) ① 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること ② 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること (災害応急対策) ① 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること ② 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること
第七管区海上保安本部	(災害予防) ① 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること ② 流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること (災害応急対策) ① 避難の援助及び指示並びに警報等の伝達に関すること ② 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること ③ 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること ④ 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること ⑤ 海上の流出油等に対する防除措置に関すること
福岡管区気象台	(災害予防)・(災害応急対策) ① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること ② 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること ④ 地方公共団体が行う防災対策の技術的な支援・助言に関すること ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
九州総合通信局	(災害予防) ① 非常通信体制の整備に関すること ② 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること ③ 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸し出しに関すること (災害応急対策) ① 災害時における電気通信の確保に関すること ② 非常通信の統制、管理に関すること ③ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
福岡労働局	(災害予防) ① 事業場における災害防止のための指導監督に関すること ② 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること (災害応急対策) ① 労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること (災害復旧) ① 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州地方整備局 (福岡国道事務所)	<p>就職の斡旋等に関すること</p> <p>国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。</p> <p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 気象観測通報についての協力に関すること</li> <li>② 防災上必要な教育及び訓練等に関すること</li> <li>③ 災害危険区域の選定または指導に関すること</li> <li>④ 防災資機材の備蓄、整備に関すること</li> <li>⑤ 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること</li> <li>⑥ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること</li> <li>⑦ 水防警報等の発表及び伝達に関すること</li> <li>⑧ 港湾施設の整備と防災管理に関すること</li> </ol> <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 洪水予警報の発表及び伝達に関すること</li> <li>② 水防活動の指導に関すること</li> <li>③ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること</li> <li>④ 災害広報に関すること</li> <li>⑤ 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること</li> <li>⑥ 緊急物資及び人員輸送活動に関すること</li> <li>⑦ 海上の流出油に対する防除措置に関すること</li> <li>⑧ 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること</li> <li>⑨ 災害対策用車両(照明車、排水ポンプ車等)の貸与に関すること</li> <li>⑩ 国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること</li> <li>⑪ 通信途絶時における地方公共団体との通信確保(ホットライン確保)に関すること</li> <li>⑫ 市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること</li> </ol> <p>(災害復旧)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること</li> <li>② 港湾・海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること</li> </ol>
九州防衛局	<p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害時における防衛省(本省)との連携調整</li> <li>② 災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援</li> </ol>
国土地理院 九州地方測量部	<p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること</li> </ol> <p>(災害復旧)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること</li> </ol>
九州地方環境事務所	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整に関すること</li> <li>② 環境監視体制の支援に関すること</li> </ol> <p>(災害復旧)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害廃棄物等の処理対策に関すること</li> </ol>

## 第7 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第四師団	(災害予防) ① 災害派遣計画の策定に関する事 ② 本計画に係る訓練の参加協力に関する事
	(災害応急対策) ① 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事

## 第8 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道株式会社、 西日本旅客鉄道株式会社	(災害予防) ① 鉄道施設の防火管理に関する事 ② 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事 ③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事 (災害応急対策) ① 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事 ② 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
西日本電信電話株式会社 (九州支店)、NTTコミュニケーションズ株式会社、 KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ(九州支社)、 ソフトバンク株式会社	(災害予防) ① 電気通信設備の整備と防災管理に関する事 ② 応急復旧用通信施設の整備に関する事 (災害応急対策) ① 津波警報等、気象警報の伝達に関する事 ② 災害時における重要通信に関する事 ③ 災害関係電報、電話料金の減免に関する事
日本銀行 (福岡支店、北九州支店)	(災害予防・災害応急対策) ① 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関する事 ② 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関する事 ③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関する事 ④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関する事 ⑤ 各種措置に関する広報に関する事
日本赤十字社 (福岡県支部)	(災害予防) ① 災害医療体制の整備に関する事 ② 災害医療用薬品等の備蓄に関する事 (災害応急対策) ① 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事 ② 避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関する事
日本放送協会 (福岡放送局)	(災害予防) ① 防災知識の普及に関する事 ② 災害時における放送の確保対策に関する事 (災害応急対策) ① 気象予警報等の放送周知に関する事 ② 避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
	ること ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する こと ④ 災害時における広報に関すること (災害復旧) ① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
西日本高速道路株式会社	(災害予防) ① 管理道路の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) ① 管理道路の疎通の確保に関すること (災害復旧) ① 被災道路の復旧事業の推進に関すること
日本通運株式会社(福岡支店)、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	(災害予防) ① 緊急輸送体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること (災害復旧) ① 復旧資材等の輸送協力に関すること
九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社	(災害予防) ① 電力施設の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) ① 災害時における電力の供給確保に関すること (災害復旧) ① 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
西部ガス株式会社	(災害予防) ① ガス施設の整備と防災管理に関すること ② 導管の耐震化の確保に関すること (災害応急対策) ① 災害時におけるガスの供給確保に関すること (災害復旧) ① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
日本郵便株式会社 (九州支社)	(災害応急対策) ① 災害時における郵便事業運営の確保に関すること ② 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱、援 護対策及びその窓口業務の確保に関すること

## 第9 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
公益社団法人 福岡県トラック協会	(災害予防) ① 緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 緊急・救援物資の輸送協力に関すること
西日本鉄道株式会社、筑 豊電気鉄道株式会社	(災害予防) ① 鉄道施設の防火管理に関すること ② 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること ③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
	(災害応急対策) ① 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること ② 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること (災害復旧) ① 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
福岡国際空港株式会社	(災害予防) ① 空港機能維持のための予防に関すること ② 空港施設・設備の応急点検体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 災害時における航空機輸送の安全確保と空港機能の確保に関すること (災害復旧) ① 被災空港施設・設備の復旧事業の推進に関すること
大牟田ガス株式会社、西日本ガス株式会社	(災害予防) ① ガス施設の整備と防災管理に関すること ② 導管の耐震化の確保に関すること (災害応急対策) ① 災害時におけるガスの供給確保に関すること (災害復旧) ① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
一般社団法人福岡県LPガス協会	(災害予防) ① LPガス施設の整備と防災管理に関すること ② LPガス供給設備の耐震化の確保に関すること (災害応急対策) ① 災害時におけるLPガスの供給確保に関すること (災害復旧) ① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
公益社団法人福岡県医師会	(災害予防)・(災害応急対策) ① 災害時における医療救護の活動に関すること ② 負傷者に対する医療活動に関すること ③ 防災会議における行政関係機関及び市医師会・医療機関間の連絡調整に関すること
公益社団法人福岡県獣医師会	(災害応急対策) ① 災害時に負傷した愛護動物の治療等の実施に関すること
公益社団法人福岡県歯科医師会	(災害予防) ① 歯科医療救護活動体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 災害時の歯科医療救護活動に関すること
公益社団法人福岡県看護協会	(災害予防) ① 災害看護についての研修や訓練に関すること (災害応急対策) ① 要配慮者への支援に関すること ② 指定避難所等における看護活動に関すること ② 災害支援看護職の要請・受入れ等の支援に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
<p>公益社団法人福岡県 薬剤師会</p>	<p>(災害予防)</p> <p>① 患者への啓発（疾病・使用医薬品等の情報把握）に関すること (災害応急対策)</p> <p>① 災害医療救護活動に関すること ② 医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関する こと ③ 医薬品等の供給(仕分け、管理及び服薬指導等)に関すること ④ 指定避難所等での被災者支援（服薬指導等）に関すること ⑤ その他公衆衛生活動に関すること</p>
<p>株式会社西日本新聞社、 株式会社朝日新聞西部本 社、株式会社毎日新聞西 部本社、株式会社読売新 聞西部本社、株式会社時 事通信社福岡支社、一般 社団法人共同通信社福岡 支社、株式会社熊本日日 新聞社福岡支社、株式会 社日刊工業新聞社西部支 社</p>	<p>(災害予防)</p> <p>① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における報道の確保対策に関すること (災害応急対策)</p> <p>① 気象予警報等の報道周知に関すること ② 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する こと ③ 災害時における広報に関すること (災害復旧)</p> <p>① 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること</p>
<p>RKB毎日放送株式会 社、株式会社テレビ西日 本、九州朝日放送株式会 社、株式会社福岡放送、 株式会社エフエム福岡、 株式会社TVQ九州放 送、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際 放送株式会社</p>	<p>(災害予防)</p> <p>① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策)</p> <p>① 気象予警報等の放送周知に関すること ② 避難所等への受信機の貸与に関すること ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する こと ④ 災害時における広報に関すること (災害復旧)</p> <p>① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること</p>
<p>公益社団法人福岡県 水難救済会</p>	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 水難等による人命及び船舶の救助に関すること</p>
<p>社会福祉法人福岡県社会 福祉協議会</p>	<p>(災害予防)</p> <p>① 社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関すること ② 職員や住民の災害に対する意識の向上に関すること (災害応急対策)</p> <p>① 福祉の観点からの要配慮者への支援の充実に関すること ② 災害ボランティアの活動体制強化に関すること ③ 福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取り組みに関 すること</p>
<p>戸畑共同火力株式会社</p>	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時の電力供給の確保に関すること</p>

第10 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 糸島医師会	(災害応急対策) ① 医療救護及び助産活動 ② 遺体の検案 ③ 県医師会及び各医療機関との連絡調整
社会福祉法人 糸島市社会福祉協議会	(災害応急対策) ① 災害時のボランティアの受入れ ② 要配慮者への救助及び生活支援活動の協力
糸島漁業協同組合	(災害予防・災害応急対策) ① 被災組合員に対する融資又はその斡旋 ② 水産施設の防災管理及び応急復旧の協力 ③ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 ④ 救助活動への協力 ⑤ 漁船の避難指示、誘導 ⑥ 水産施設及び水産資源の被害状況調査への協力 ⑦ 水位の観測 ⑧ 海難予防知識の普及・啓発
一般社団法人 糸島歯科医師会	(災害応急対策) ① 歯科医療活動 ② 遺体の検案の協力 ③ 県歯科医師会及び各歯科医療機関との連絡調整
一般社団法人糸島薬剤師会、一般社団法人福岡県病院薬剤師会	(災害応急対策) ① 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理 ② 医薬品の調達、供給 ③ 県薬剤師会及び薬剤師との連絡調整
病院等経営者	(災害予防・災害応急対策) ① 避難施設の整備と避難訓練の実施 ② 災害時における負傷者の医療、助産、救助
社会福祉施設経営者	(災害予防・災害応急対策) ① 避難施設の整備と避難訓練の実施 ② 災害時における入所者の保護
危険物施設等管理者	(災害予防) ① 安全管理の徹底及び防災施設の整備
糸島農業協同組合	(災害応急対策) ① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 ② 農作物の災害応急対策の指導 ③ 被災農家に対する融資及び斡旋 ④ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
糸島市商工会	(災害応急対策) ① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 ② 災害時における物価安定の協力 ③ 救助物資、復旧資材の確保の協力、斡旋
建設事業者団体	(災害応急対策) ① 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力 ② 倒壊住宅等の撤去の協力 ③ 応急仮設住宅の建設の協力 ④ その他災害時における復旧活動の協力 ⑤ 加盟各事業者との連絡調整

機関の名称	事務又は業務の大綱
金融機関	(災害応急対策) ① 被災事業者等に対する資金の融資及びその他緊急措置

## 第11 市民・事業所

区分	とるべき措置
市民	(災害予防・災害応急対策) ① 自己、家族の生命、身体及び財産の安全確保 (自らの命は自分で守る) ① 地域の災害危険性の把握及び避難行動等の確認 ② 食料、飲料水、生活物資の備蓄、非常持出品の準備 ③ 家具等の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策 ④ 地域の防災訓練等への参加、自主防災組織活動の推進 ⑤ 災害発生時の自主的な相互救済活動への参加・協力 ⑥ 市、県が行う防災活動への協力 ⑦ 生活必需品等の不必要な購入・買い占めの抑制等への協力
事業者	(災害予防・災害応急対策) ① 従業員や顧客の安全の確保 ② 二次災害の防止 ③ 経済活動の維持(事業継続等) ④ 帰宅困難者の一次滞在への協力などの地域への貢献 ⑤ 災害時行動マニュアルの作成 ⑥ 従業員や顧客等が帰宅できない場合のための食料・飲料水の備蓄等の防災体制の整備 ⑦ 防災訓練・研修の実施 ⑧ 行政機関が行う防災活動と連携・協力 ⑨ 災害時に重要な役割を担う事業者は、災害時に事業活動を継続的に実施するために必要な措置の実施及び国、県、市との物資、役務の供給協定の締結



## 第3節 市の概況

### 第1 自然的条件

#### 1 位置、面積

本市は、福岡市を中心とする福岡都市圏の西部に位置し、JR筑肥線、西九州自動車道や国道202号などの主要幹線道路をはじめとした交通基盤が整備されている。

本市の面積は、215.69 km<sup>2</sup>で、東西約24km、南北約19kmにわたり、福岡県下では、第6位の面積を有する。



#### 2 地 勢

本市は、南部には背振雷山県立自然公園に指定された山々、北部には玄海国定公園に指定された海岸線を有する。主な河川は、瑞梅寺川、雷山川、一貴山川などの二級河川が南北に流れている。

#### ■本市の主な河川

級 別	水 系	河 川 名
二級河川	瑞梅寺川	瑞梅寺川
		川原川
		汐井川
	桜井川	桜井川
	雷山川	雷山川
		長野川
		川付川
	一貴山川	一貴山川
加茂川	加茂川	
福吉川	福吉川	

#### 3 気 象

本市は、対馬暖流（黒潮）の影響を受けた比較的温暖な気候であるが、冬季は北西の季節風が強い曇天の日が多い山陰型の気候に属しており、時には山地部に積雪を記録する。

気温は、年間平均16.4℃と温帯系を示している。気温が最も低くなるのが1～2月で平均6.6℃前後となり、最も高くなる7～8月は平均27℃前後まで上昇する。

年間降水量は、過去30年間の平均が1,701mm程度である。6～7月の梅雨時期及び台風期にあたる6～9月の4ヶ月間で年間の約55%を占める降雨があり、集中豪雨はこの期間に多く記録されている。

年間平均風速は2.1m/s程度と比較的穏やかであり、年間を通して北東の風が多い。

■本市の気象（平年値）

月	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	日最高気温 (°C)	日最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	日照時間 (hr)
1月	78.8	6.2	9.9	2.2	2.3	103.4
2月	73.2	7.0	11.2	2.6	2.4	120.2
3月	109.1	9.9	14.4	5.2	2.4	158.9
4月	116.9	14.4	19.4	9.3	2.3	186.9
5月	123.4	19.0	24.1	14.2	2.1	198.3
6月	243.3	22.6	26.9	19.0	2.1	136.8
7月	294.1	26.8	30.7	23.6	2.2	174.9
8月	211.0	27.6	31.8	24.1	2.0	202.9
9月	188.0	23.7	28.0	20.1	2.0	162.0
10月	95.0	18.6	23.2	14.1	2.0	171.5
11月	96.8	13.2	17.8	8.5	1.9	132.3
12月	71.6	8.2	12.4	3.8	2.2	104.2
全年	1701.0	16.4	20.8	12.2	2.1	1852.0

資料：気象庁「過去の気象データ」前原気象観測所（アメダス）

（注）統計期間は 1991～2020 の 30 年

■台風の平年値

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
発生数 (注4)	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.7	3.7	5.7	5.0	3.4	2.2	1.0	25.1
接近数 (注5)				0.2	0.7	0.8	2.1	3.3	3.3	1.7	0.5	0.1	11.7
上陸数 (注6)					0.0	0.2	0.6	0.9	1.0	0.3			3.0

資料：気象庁「台風の統計資料」

（注1）平年値は、1991年～2020年の30年平均

（注2）値が空白となっている月は、平年値を求める統計期間内に該当する台風が1例もなかったことを示す。

（注3）接近は2ヶ月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

（注4）「発生」は協定世界時(UTC)を基準とする。

（注5）「接近」は台風の中心が国内のいずれかの気象官署から300km以内に入った場合を指す。

（注6）「上陸」は台風の中心が北海道、本州、四国、九州の海岸線に達した場合を指す。

4 地 形

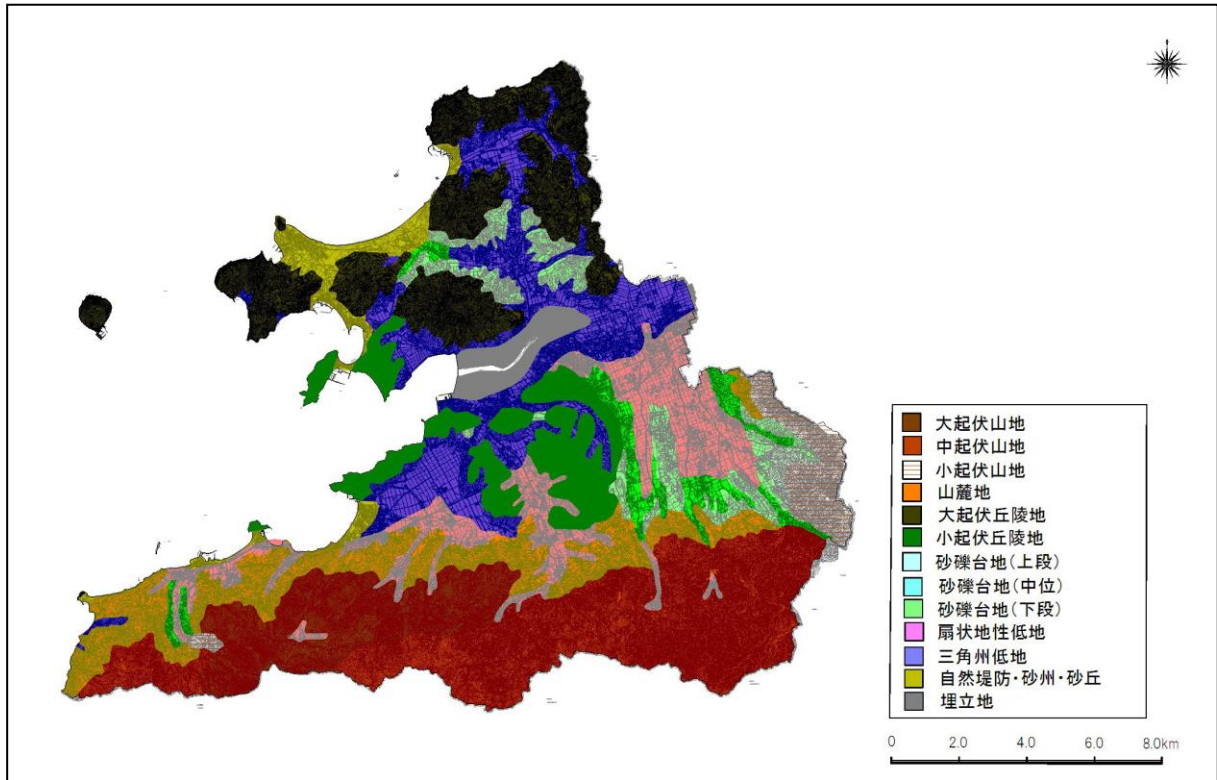
玄界灘に面した海岸線は、変化に富み、砂丘や海食崖、海食洞等がみられる等優れた自然景観を豊富に有しており、玄海国定公園に指定されている。

南部佐賀県と境をなす雷山山系は、大起伏山地であり、東から井原山(983m)、雷山(955m)、羽金山(900m)、二丈岳(711m)、十坊山(535m)、浮嶽(805m)、女岳(748m)等の山地が連なっている。これらの山地を源とする瑞梅寺川、雷山川、長野川等の河川延長10km～13kmの小河川が北流し、本市の市街部を貫流してそれぞれ博多湾・加布里湾へ注いでいる。また、北部の志摩地区には、標高365.1mの可也山をはじめ、火山(245.6m)、彦山(231.7m)、立石山(209.6m)及び福岡市と境する天ヶ岳(262.6m)等の丘陵地が点在している。

市中央部の帯状に広がる三角州からなる平野は、かつては加布里湾と今津湾を結ぶ糸島水道で

あったものが、雷山山系から運ばれてきた土砂等の自然堆積と、江戸時代に行われた干拓事業によって、現在の平野となっている。この低地部では、糸島平野が広がり、その縁辺は水田等の農耕地として利用されている。

山地や丘陵地から流下する溪流の出口付近には土石流性の地形が多く認められ、過去に土石流が多発していたことが推定される。



地形分類図 (20 万分の 1 土地分類基本調査、昭和 45 年、経済企画庁)

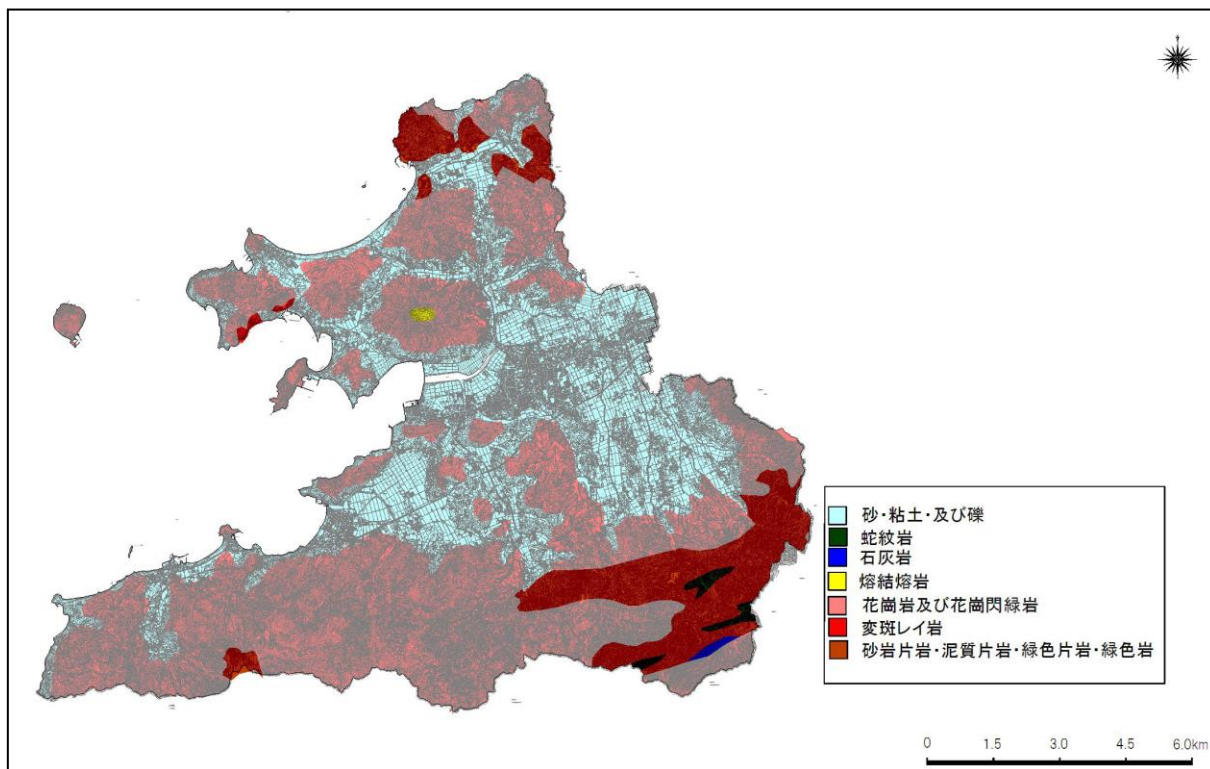
## 5 地 質

本市の北部に位置する丘陵地は、主として中生代白亜紀に貫入した花崗岩類が基盤岩として分布する。この花崗岩類は、その貫入時期及び性状から糸島花崗閃緑岩と早良花崗岩、北崎花崗閃緑岩、志賀島花崗閃緑岩とに区分されるが、地質図では花崗岩類として一括している。

また、南部に位置する雷山山系は、主として花崗閃緑岩と結晶片岩からなり、一部(水無付近)、結晶質石灰岩を含んでいる。東部の高祖山山塊は風化しやすい花崗岩からなり、真砂土化しているところが多い。蛇紋岩や結晶片岩等の変成岩類は、花崗岩類の上にルーフペンダント状に乗って分布しており、花崗岩類貫入時の影響で熱変成を被っている。岩相的には黒色の泥質片岩が主体をなす。

最も新しい堆積物である沖積層は、国道 202 号北側の沖積低地部や主要河川の谷底平野部に広く分布しており、土質的に軟弱な砂礫・砂・粘土より構成されている。この沖積層は、河川の中～上流部にかけてはやや締まりの悪い砂礫、また下流部では砂を主体としており、雷山川河口部の干拓地は軟弱な粘土層が厚く堆積している。

なお、この沖積層のほか、山麓谷出口には土石流によってもたらされたと考えられる未固結の碎屑物が局部的に分布している。



表層地質図（20万分の1土地分類基本調査、昭和45年、経済企画庁）

## 第2 社会的条件

### 1 人口

本地域の総人口は、令和5年3月末日の住民基本台帳によると103,562人で、平成26年3月末時点の99,885人と比べ、3,677人（約3.7%）増加している。また、平成26年3月末時点では15歳未満人口、13,725人（13.7%）65歳以上人口24,721人（24.7%）であったが、令和5年3月末時点では15歳未満人口14,388人（13.9%）、65歳以上人口31,083人（30.0%）となり、高齢化が進んでいる。

#### ■糸島市の人口

令和5年3月末現在

人口	10,3562人	生産年齢人口 (15歳以上65歳未満)	58,091人
男性人口	49,664人	65歳以上人口	30,183人
女性人口	53,898人	世帯数	45,558世帯
15歳未満人口	14,388人	高齢化率	30.00%

資料：住民基本台帳

### 2 土地利用の状況、変遷

本市の土地利用状況を概観すると、基本的には主として山林からなる山地、畑地（主として果樹園）として利用されている丘陵地、宅地、そして水田として利用される低平地等に区分される。その他、国道及びJR筑肥線沿いには商業地が带状に延びている。

森林は、市の南部及び東部に広がっているが、そこから流下する河川沿いには田畑が带状に分布するほか、小規模な集落が点在している。近年では農用地及び森林は減少し、一部の地域では

宅地への転用が増加している。

市の中央部は宅地が広がり、特に、JR筑前前原駅等の駅周辺は市街地化が進み商業地や宅地として利用されている。中・高層建築物は、JR筑前前原駅周辺を中心に集積しており、郊外型の大型店舗の建築物も市域に点在している。また、JR筑前前原駅とJR波多江駅間に、JR糸島高校前駅が平成31年3月に開業し、駅南側には、前原東土地区画整備事業として誕生した新興住宅地（伊都の杜）が新たなコミュニティを形成している。

市街地を取り囲むように、主要河川沿いの低地には水田地帯が広がっており、農業用地として利用されている。また、河川沿いには田畑が帯状に分布するほか、小規模な集落が点在している。

## 第4節 災害危険性

本市の風水害及び地震の災害危険性等は、福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編 令和5年3月改定）、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月、福岡県）等において検討されており、その概要は、次のとおりである。

### 第1 災害履歴

#### 1 風水害

本市の風水害は、昭和時代以降で見ると、昭和28年の豪雨災害が最も被災規模の大きかった災害である。

風水害の種別としては、各河川の氾濫による水害、がけ崩れなどの土砂災害が発生している。

昭和30年代後半からの治山治水事業対策の進展、災害対策基本法による防災体制の充実、気象観測施設の整備、情報伝達手段の発達や普及等により、昭和28年の大水害以後は、全般的に被害が減少している。しかし、都市化現象に伴う災害として、中から小規模の川の氾濫による浸水、都市周辺の住宅造成による丘陵地帯における土砂災害等が発生し、住家の床上及び床下浸水や山崩れ、崖崩れの件数はあまり減少していない。

本市の近年の災害発生状況を見ると、57年間（昭和28年～平成21年）で梅雨前線や台風等の豪雨により13回の被害が発生している。市内で最も被害の大きかった昭和28年災害では、旧前原市内の川はいずれも氾濫や浸水をおこし、山間部や丘陵地では崖崩れがおこった。なかでも桜井地区の被害は甚大で、山津波に襲われた谷部落中央の道路がそのまま川となり、至るところで崖崩れがおこり、桜井川は水田も川の面影もない砂利の荒野のような状況となった。芥屋の野辺山開拓は6月28日の豪雨によって住宅の1/3が全壊し、姫島では山下の5戸が倒壊する等、各地での崖崩れによる被害の状況は甚だしい様相を呈した。

※ 資料編 1-1 糸島市の風水害

#### 2 地震災害

福岡県は、日本の中でも地震による被害を受けた経験が少ない地域であったが、2005年3月20日の福岡県西方沖地震（マグニチュード7.0）により、旧前原市（震度6弱）、旧志摩町（震度5強）、旧二丈町（震度5強）の揺れが観測され、甚大な被害を経験した。本市域での被害は、負傷者1人、家屋の全壊・半壊・一部損壊（2,365棟）となっている。

また、福岡県では福岡管区气象台での有感地震記録によると、1904年の観測開始以来、震度5以上を観測したのは福岡県西方沖地震（旧前原市震度6弱）及びその余震の2度で、震度4（1941年、1996年日向灘、1968年の愛媛県西方沖、1991年周防灘）を4回経験している。

糸島半島北方沖を震央とする福岡県西方沖地震以外で福岡県内に被害をもたらした主な地震は679年筑紫地震と1898年の福岡県西部で発生した地震である。

筑紫地震は、日本書紀に記述されており、マグニチュード7クラスの地震が筑紫の国を襲ったことが読みとれる。この地震は、福岡県が行った活断層調査（1996年「福岡県活断層調査報告書」）によって、うきは市から久留米市北部を東西にのびる「水縄（みのう）断層系：長さ約26km」で発生したことが確認された。

1898年（明治31）8月10日の地震（M6.0）は「糸島地震」と呼ばれ、志摩小金丸を震央として糸島郡（当時）を直撃した。地震は12日にも同程度（M5.8）の揺れを観測したほか、いくつかの余震が発生している。

そのほかにも1930年(昭和5年)の2月にも福岡県西部(旧前原市 雷山付近)においてM5.1とM5.0の地震が発生し、壁の亀裂や崖崩れ等の被害を生じている。

さらに、糸島市に影響をもたらしたその他の地震として、1707年「宝永南海地震」、1723年「九州北部地震」、1854年「伊予西部地震」などがある。

※ 資料編 1-2 過去の福岡県関係の主な地震

#### ■糸島市前原西における震度別地震回数表

震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
1992～2001年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2002年	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
2003年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2004年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
2005年	140	35	12	6	0	0	1	0	0	194
2006年	6	2	0	0	0	0	0	0	0	8
2007年	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
2008年	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
2009年	5	1	0	0	0	0	0	0	0	6
2010年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2011年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2012年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2013年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2014年	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
2015年	4	1	0	0	0	0	0	0	0	5
2016年	12	6	1	0	0	0	0	0	0	19
2017年	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
2018年	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
2019年	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
2020年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2021年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2022年	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
2023年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

資料：気象庁震度データベース(1992年～2023年)

■福岡県西方沖地震による福岡県の被害状況

市町村名	人的被害				住家(住居)			その他
					全壊	半壊	一部損壊	
	死者	負傷		棟	棟	棟		
重傷		軽傷						
北九州市	0	3	0	3	0	0	5	非住家 9、崖崩れ 1、ガス漏れ 2、ブロック塀 3 件
福岡市	1	1,038	163	875	141	323	4,756	道路被害 172 箇所 港湾被害 96 漁港 11 ガス漏れ 153 (全て応急処理済) 水道被害 1,691 福岡地区水道事業団導水管被害 5
東区	0	118	25	93	6	56	1,315	
博多区	1	163	13	150	9	43	334	
中央区	0	368	53	315	9	67	494	
南区	0	80	12	68	1	5	69	
城南区	0	56	12	44	0	0	176	
早良区	0	94	8	86	2	27	462	
西区(除く 玄界島)	0	140	30	110	7	79	1,845	
※玄界島	0	19	10	9	107	46	61	
糸島市	0	60	15	45	0	17	2,434	
その他	0	85	19	66	2	12	1,990	
計	1	1,186	197	989	143	352	9,185	

3 津波災害

日本及びその周辺で発生した津波の発生頻度を見ると戦後 50 年の間に 1mを超える津波は 14 件発生しており、3～4年に1回程度大きな津波が発生している。

地域で見ると日本海溝や、相模トラフがあるプレート間型の大きな地震が発生する太平洋岸が多く、日本海岸は新潟県沖や北海道南西沖で数件発生しているが、太平洋岸と比較すると少ない。

日本海では、1983年日本海中部地震や1993年北海道南西沖地震に伴い津波が発生しているが、九州北部海岸で10数回の潮位変動が観測されたのみである。一方、周防灘では南海地震等に伴って大分県で数十回の津波が記録されているものの、福岡県沿岸の津波の記録はない。

また、2005年福岡県西方沖地震においては、津波による被害は起こっていない。

地震以外の誘因では1792年の眉山大崩壊に伴う波高数10mにも及ぶ津波が発生したことが知られている。

※ 資料編 1-3 日本及びその周辺の津波状況

4 林野火災

近年の火災状況を見ると、通常の出火で集落が全焼するといった大規模な火災は発生していないが、乾燥時期には大規模な延焼が発生しないように注意が必要である。



## 第2 災害危険性

### 1 風水害

本市において風水害を受ける可能性のある対象は、福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）によると、次のとおりである。なお、本市では、瑞梅寺川と雷山川で洪水浸水想定区域が指定されている。

#### ■糸島市が風水害により被害を受ける可能性のある箇所

災害形態	危険区域・箇所	箇所数・距離・面積
水害	重要水防箇所（瑞梅寺川水系）	6箇所
	〃（桜井川水系）	1箇所
	〃（雷山川水系）	6箇所
	〃（一貴山川水系）	1箇所
	〃（加茂川水系）	3箇所
	〃（福吉川水系）	2箇所
	災害危険河川区域（瑞梅寺川水系）	678m
	〃（桜井川水系）	8m
	〃（雷山川水系）	3,140m
	〃（一貴山川水系）	65m
	〃（加茂川水系）	29m
	〃（福吉川水系）	27m
土砂災害	砂防指定地	135箇所
	地すべり防止区域	1箇所
	急傾斜地崩壊危険区域	10箇所
	土砂災害警戒区域（土石流）	380箇所
	うち、土砂災害警戒特別区域	321箇所
	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）	748箇所
	うち、土砂災害警戒特別区域	735箇所
	土砂災害警戒区域（地すべり）	6箇所
	防災重点農業用ため池	148箇所
山地災害	山腹崩壊危険地区（国有林）	0箇所
	山腹崩壊危険地区（民有林）	114箇所
	崩壊土砂流出危険地区（国有林）	4箇所
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）	151箇所
	地すべり危険地区（民有林）	0箇所
水害、土砂災害等	道路危険箇所	197箇所

出典：福岡県地域防災計画資料編2（災害危険箇所編）

### 2 台風による高潮災害

台風の経路別にみると、台風が糸島市の東側を通過する場合に北よりの風の吹き寄せ効果により、玄界灘沿岸で高潮の発生するおそれがある。

高潮被害は防潮堤など海岸部の整備が推進された結果、昭和40年代以前のような甚大な被害は抑えられつつある。しかし、近年になっても日本各地で発生し続けており、高潮による大きな被害が発生する可能性は依然として高く、例えば平成16年の台風18号により、山口県では死者・

行方不明者 26 人（全国 45 人）、負傷者 177 人（全国 1,301 人）の被害が発生している。

■昭和以降の主な高潮災害

年月日	台風名	主な被害地域	人的被害			建物被害		
			死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊	流出
S 2. 9. 13	-	有明海	373	181	66	1,420		791
S 9. 9. 21	室戸台風	大阪湾	2,702	14,994	334	38,771	49,275	4,277
S17. 8. 27	-	周防灘	891	1,438	267	33,283	66,486	2,605
S20. 9. 17	枕崎台風	九州南部	2,076	2,329	1,046	58,432	55,006	2,546
S25. 9. 3	ジェーン台風	大阪湾	393	26,062	141	17,062	101,792	2,069
S26. 10. 14	ルース台風	九州南部	572	2,644	371	21,527	47,948	3,178
S34. 9. 26	伊勢湾台風	伊勢湾	4,697	38,921	401	38,921	113,052	4,703
S36. 9. 16	第2室戸台風	大阪湾	185	3,879	15	13,292	40,954	536
S45. 8. 21	台風第10号	土佐湾	12	352	1	811	3,628	40
S60. 8. 30	台風第13号	有明海	3	16	0	0	589	0
H11. 9. 24	台風第18号	八代海	12	10	0	52	99	0
H16. 8. 30	台風第16号	瀬戸内海	3	22	0	2	9	0

出典：平成17年版防災白書 表2-4-20 昭和以降の主な高潮災害

3 津波災害

過去には有明海において、島原半島の眉山崩壊にともない数mの津波が発生しているほかは、本県沿岸で大きな津波は記録されていない。

本市の周辺にあり地震発生に伴い津波が到達する可能性があるものとしては、対馬海峡東断層があげられる。本市における最大水位※注1)は、3.51m程度と予想され、海岸沿いの標高3～4mの低地に浸水被害を及ぼすおそれがある。

※注1) 最大水位 3.51m = 朔望平均満潮位 1.28m + 最大津波高 2.23m

■地震による最大津波高および津波到達時間

ケース		最速津波到達時間(分)	最大津波高(m)	建築物被害棟数(棟)	人的被害死者数(人)	
波源	初期潮位				通常	意識低い
対馬海峡東の断層	朔望平均満潮位	71	2.50	123	-	9
	平均潮位	85	2.61	35	-	1

出典：「福岡県津波浸水想定（平成28年2月）」

4 地震災害

福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月）では、福岡県内に存在する4つの活断層（小倉東断層、西山断層、警固断層、水縄断層）が活動した場合及び各市町村において震度6弱程度の地震を仮定した被害想定をしている。この中で、糸島市の被害が最も大きくなるのは、警固断層南東部地震（震度6強）であり、水縄断層、西山断層地震のケースにおいても、人的被害が想定される。

液状化災害についても地震動と同様に、断層周辺に危険度の高い地域が認められる。

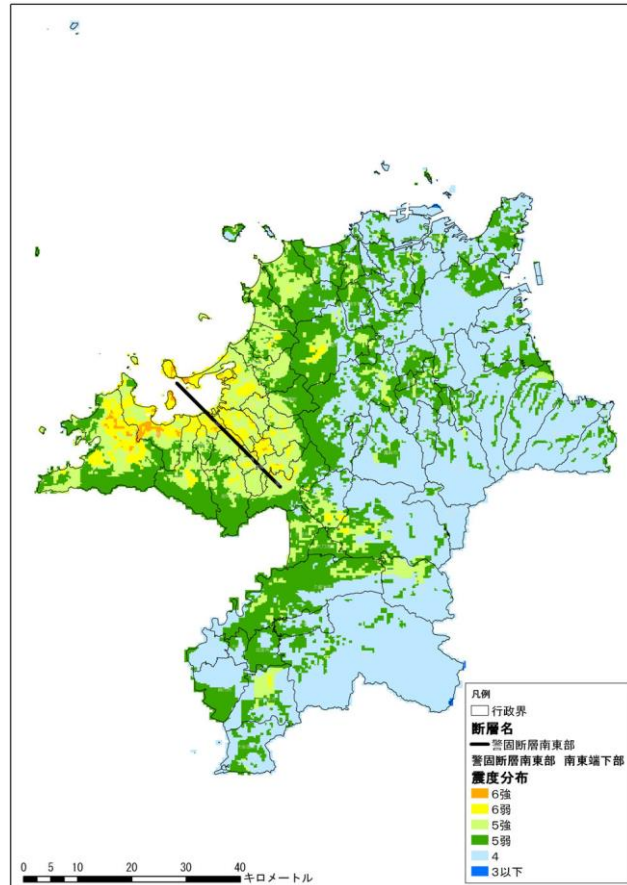
なお、糸島半島における震源断層については、詳細な調査が実施された後に、必要に応じ見直しを行う。

次に、市域で考えられる最大の地震（警固断層南東部地震）を想定し、本計画を策定するための長期的目標として被害想定結果を示す。

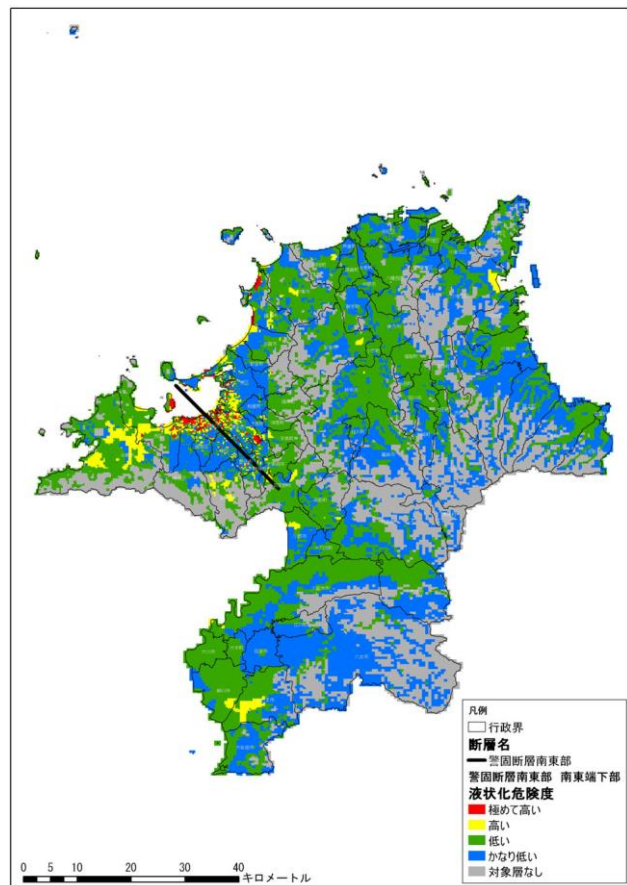
## ■市域の最大地震想定の設定

想定震源断層	警固断層南東部	震源断層長さ	27km
震源断層の位置	福岡県福岡市－筑紫野市	マグニチュード	7.2
震源断層の深さ	2.0～17.0km	断層の破壊開始点	断層南東下部
震源断層の幅	15.0km	断層の傾き	垂直

出典：「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（福岡県：平成24年3月）



震度分布図【警固断層（南東部）（破壊開始：南東下部）】



液状化危険度分布図【警固断層（南東部）（破壊開始：南東下部）】

## ■糸島市の地震被害想定結果

想定地震		警固断層南東部地震
地震の規模(M:マグニチュード)		7.2
震源の深さ		2 km
最大震度		6 強
液状化現象		高い～対象層なし
斜面崩壊	危険度 A 箇所数	16
	被災建物棟数	6
建物被害棟数	全壊(木造・非木造)	2,331(2,211・120)
	半壊(木造・非木造)	1,236(1,124・112)
	全半壊(木造・非木造)	3,567(3,335・232)
	全半壊率(%)	6.62
火災被害	出火件数	12
	焼失棟数	4
ライフライン被害箇所	上水道管	125
	下水道管	35
	都市ガス管	0
	L Pガス	—
	電柱	14
	電話柱	15
道路被害箇所	国道 202 号	6
	前原富士線	1
	大野城二丈線	2
	福岡志摩前原線	3
	福岡志摩線	2
高速道路被害延長(m)	西九州自動車道	200,000
	二丈浜玉道路	1,000
鉄道被害箇所	筑肥線	24
漁港被害延長(m)	福吉漁港	1,498
	大入漁港	0
	深江漁港	310
	加布里漁港	1,026
	岐志漁港	1,483
	姫島漁港	1,040
	船越漁港	2,217
	芥屋漁港	689
	野北漁港	2,302
人的被害(人)	死者数	137
	負傷者数	2,098
	要救出現場数	932
	要救出者数	734
	要後方医療搬送者数	210
	避難者数	4,349
要救護者(人)	食糧供給対象人口	75,570
	給水対象世帯	27,778
	生活物資供給対象人口	4,349

出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成 24 年 3 月）

注 1) 道路被害、鉄道被害は糸島市域とは限らない。

### 第3 想定する災害

この計画の策定に当たっては、本市における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、本市において発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の策定の基礎として想定する主な災害は、次のとおりである。

#### ■想定災害

##### 1. 風水害

- 台風に伴う大雨による河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 台風に伴う強風による家屋の倒壊等による災害
- 豪雨に伴う河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 低湿地域などの排水不良による浸水等による災害
- 台風による高潮災害

##### 2. 地震災害（津波災害含む）

- 建物、ライフライン、交通施設等の被害による災害

##### 3. 大規模事故

- 大規模な交通事故（道路事故、鉄道事故）
- 航空機事故
- 大規模な火災
- その他

##### 4. 危険物等災害

- 消防法で規定する「危険物」による災害
- 毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」による災害
- 高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」による災害
- 火薬類取締法で規定する「火薬類」による災害

##### 5. 林野火災

- 火災による広範囲にわたる林野の焼失等

##### 6. 海上災害

- 船舶等による油流出事故 ※ 市域沿岸及びその地先海域において、船舶及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故による大量の油の流出、火災
- 海難事故 ※ 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生

##### 7. 原子力災害

- 原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉運転、使用済み核燃料貯蔵、核燃料物質等の事業所外運搬）により放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる災害

## 第5節 防災ビジョン

### 第1 防災ビジョン

本市の、玄界灘に面する糸島半島の西側から南の佐賀県と接する脊振山地に至る本市の多様な地域特性や福岡市のベッドタウンとしての開発動向等を考慮した本計画の策定及び運用の指針として、近年多発している豪雨災害や平成17年3月の福岡県西方沖地震をはじめとする地震災害など過去の災害の教訓を踏まえ、「みんなのまちをみんなで守る」を基本理念として、市民・行政・関係機関・団体等がそれぞれの役割を自覚し、互いの連携を基本に、力を結集して災害にひるまない糸島市を創りあげるため、基本方針として次の4つを掲げる。

#### ■防災ビジョン

### 糸島市がめざす将来像

「人も元気 まちも元気 新鮮都市 いとしま」



## 第2 基本目標

市民の生命及び財産を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次のようにする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

### ■基本目標

方針	災害予防計画	基本目標
防災行動力の向上	第1節 災害に強い組織・ひとつづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市、消防団、関係機関、自主防災組織、事業者等は、災害時に果たす役割を認識し、それぞれ平常時から防災にかかる必要な組織体制の整備・改善、充実に努める。</li> <li>○ 市民や企業等が「みんなのまちをみんなで守る」という考えを持ち、自主的に防災活動に参加し、市内の防災・減災に寄与するよう努める。</li> <li>○ 災害時において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠であることから、ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの活動環境等の整備を推進する。</li> <li>○ 市、消防団、関係機関、学校、事業者、自主防災組織、市民等が、臨機応変に対処できるように、実践的な防災訓練を実施するとともに、防災に関する知識の普及を推進する。</li> </ul>
都市の防災機能の強化	第2節 災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に強い都市空間の形成を図り、快適で安全な市民生活を確立するため、公共空地等の設置、建物の不燃化や宅地の緑化、密集市街地の整備、狭隘な道路の改善を図るなど防災機能を強化する。</li> <li>○ 大地震による人的被害の大きな要因となる、建物倒壊・延焼火災を防止するため、被害の発生が予想される箇所に対する点検・整備を強化するとともに、耐震化、不燃化、液状化対策の指導・整備を推進する。</li> <li>○ 道路、橋梁、漁港施設、ライフライン施設の耐震性及びネットワークを強化し、安全性を確保して災害に強い施設づくりを推進する。</li> <li>○ 河川、ため池、土砂災害のおそれのある箇所等の治水対策を総合的に推進し、水害に強いまちをつくる。</li> </ul>
災害応急対策・復旧対策への備え	第3節 災害に備えた防災体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災拠点施設として、市庁舎が災害時に有効な機能を発揮できるように機能強化を図る。</li> <li>○ 災害時における情報伝達を確保するため、通信施設、連絡体制の整備を推進する。</li> <li>○ 速やかな協力体制を得るよう、相互応援体制を検討するとともに関係団体等との協定の締結について推進する。</li> <li>○ 医療救護を迅速に実施し、緊急輸送路を速やかに確保できるように、あらかじめ関係機関等と必要な体制の整備を推進する。</li> <li>○ 安全・的確に避難行動・活動を行えるよう必要な体制を整備する。特に、要配慮者の安全確保に一層努めるものとする。また、避難地、避難路等の選定及び整備を行い、計画的避難対策の推進を図る。</li> <li>○ 給水体制の整備及び施設の整備増強を推進する。また、被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制を整備する。</li> </ul>



方針	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える	第1節 応急活動体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生直後の混乱期や勤務時間外においても本部体制を迅速に立ち上げる。</li> <li>○ どのような災害の発生にも、速やかに活動拠点へ参集・配備し迅速な初動対応を行う。</li> </ul>
	第2節 気象（地震） 情報等の収集 伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通信機能の維持を図り、防災関係者間の通信及び住民等への広報手段を確保する。</li> <li>○ 災害対策に係る気象情報、河川情報等を的確・迅速な伝達に備える。</li> <li>○ 市民等からの異常現象の通報に対して適切な対応を行い、必要に応じて関係機関へ伝達する。</li> </ul>
	第3節 被害情報等の 収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害情報を的確・迅速に収集、被害の全体像を把握する。</li> <li>○ 被害状況、被害予測から適切な対応を行い、必要に応じて関係機関、市民等へ伝達する。</li> <li>○ 関係各所からの災害情報を取りまとめ関係機関に報告する。</li> </ul>
	第4節 災害広報・広 聴活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者の不安や混乱及び二次的被害を防止する。</li> <li>○ 情報の空白地域・時間を解消する。</li> <li>○ 被災者からの相談受付、広報活動を行う。</li> </ul>
	第5節 応援要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市職員だけでは対処できない事態と判断される場合は、県、他市町村、自衛隊、民間団体・事業所等への応援要請を迅速に行い、円滑な受入れ体制を確保する。</li> </ul>
	第6節 災害救助法の 適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法に基づく国（及びその補助機関としての県知事）の救助の実施の決定を早急に求め、社会秩序の保全、対策実施に伴う財政的・制度的根拠の獲得を図る。</li> </ul>
	第7節 救助・救急・ 消防活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害直後から市、消防団、警察署、関係機関、自主防災組織等と、行方不明者の捜索、救助活動、救急活動、消防活動を迅速に協力して行う。</li> <li>○ 迅速に活動要員、各種車両、消防水利及び資機材を確保し、応援部隊とも連携して各活動を実施する。</li> </ul>
	第8節 医療救護活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害直後に救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、関係機関の協力を得て、医療救護所の設置、医療救護チームの編成派遣、医薬品や医療資機材の調達などの初期医療体制を整える。</li> <li>○ 初期医療の救護所に対応できない場合は後方医療として後方医療機関、災害拠点病院で対応する。</li> </ul>
	第9節 交通・輸送対 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路・橋梁等の損壊、信号機等の破損・停電による交通渋滞、倒壊物や駐車車両等による道路閉塞等に対して、市・警察・その他道路管理者等が連携し、迅速に緊急活動用の道路を確保する。</li> <li>○ 輸送拠点を適切に設置し、市及び関係機関、業者等が保有する車両、ヘリコプターその他必要な輸送手段と従事者を確保し、総動員体制で緊急輸送を行う。</li> </ul>

方針	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える	第10節 避難対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生し、又は発生のおそれのある危険区域がある場合に、市民、滞在者及びその他の者の生命及び身体を安全な場所へ避難させるための避難の指示等、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。</li> <li>○ 消防・警察や施設管理者等と役割を分担し市民、外来者等を安全に避難させる。</li> <li>○ 災害発生直後、必要に応じ指定避難所を開設し、運営は住民組織等と協働して運営する。</li> </ul>
	第11節 要配慮者（避難行動要支援者）対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者・障がいのある人・乳幼児・妊産婦・傷病者・難病患者・外国人等の要配慮者に対し、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等の協力を得て、適切に安全確保・安否確認・避難誘導等の支援を行う。</li> <li>○ 指定避難所・福祉避難所、仮設住宅における要配慮者の生活環境を保護し、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、適切なケアを行う。</li> </ul>
	第12節 安否情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報を回答するよう努める。</li> </ul>
	第13節 生活救援活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療等の重要な施設の機能停止を防止するため、給水等を迅速に行う。</li> <li>○ ライフラインの復旧により自活できるようになるまでの間、飲料水、食品、生活必需品等の供給を行う。</li> </ul>
	第14節 住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 余震等による建物の危険防止のため、迅速に建物応急危険度判定等の実施を行う。</li> <li>○ 応急仮設住宅の建設及びがれき等の処理体制と調整しながら、被災建築物の補修・解体を迅速に進める。</li> </ul>
	第15節 防疫・清掃活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生後の感染症、食中毒、その他衛生状態の悪化による健康障害、有害物質による健康被害等の二次災害を防止する。</li> <li>○ ゴミ・し尿・その他廃棄物の放置による生活障害・疫病、集団生活による公衆衛生悪化等を防止する。</li> </ul>
	第16節 遺体の処理・埋火葬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体の見分・検視・検案・収容・埋火葬等の作業を迅速に行うとともに、各作業要員、資材、遺体安置所等を適切に確保する。</li> </ul>
	第17節 文教対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校教育の早期再開を行う。</li> <li>○ 児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した児童・生徒に対し適切な心のケアを行う。</li> </ul>
	第18節 公共施設等の 応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ライフラインの早期回復及び代替サービス提供を迅速に行う</li> <li>○ 公共土木施設、その他市の公共施設の被害による機能停止、低下に対し、利用者の安全確保、施設機能の早期回復を行う。</li> <li>○ ガス漏れ時の供給継続や送電再開による火災等、ライフラインの復旧に係る二次災害を防止する。</li> </ul>
	第19節 災害警備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察・消防機関と協力し、市・事業所・団体・市民等が、災害時の防犯や交通安全、放火等を防止し、治安を維持する。</li> </ul>

方針	災害復旧復興計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える	第1節 災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関と連携を図りながら、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。</li> <li>○ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成制度を活用する。</li> </ul>
	第2節 被災者等の生活再建等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、生活相談、雇用機会の確保、義援金品・災害弔慰金の支給、資金の貸与・融資など被災者等が安心して生活できるよう緊急措置を講じ、生活再建等の支援を行う。</li> </ul>
	第3節 地域復興の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 独力での再建が困難な市民、中小企業、農家等に対して、再起更生するよう、資金の融資等について支援することにより、被災者の生活の確保を図る。</li> </ul>
	第4節 災害復興計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。</li> <li>○ 関係する機関等との調整及び合意形成を行い、速やかに復興計画を策定する。</li> <li>○ 災害復興事業は、復興のための地域づくりをはじめとし、経済復興や市民生活の再建など、市民生活すべてにわたる分野を対象とする。</li> </ul>